

情報公開法案検討用素案からの変更点について

1 第2条（定義）関係

(1) 変更点

第4条第2号（行政文書の定義）の規定中、「文書、図画、フィルム、録音テープ、録画テープ及び電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を「文書、図画その他の記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録されたものを含む。）」に変更した。

(2) 変更の理由

前回の案では、レコード、音楽用CDなどが含まれないおそれがあるが、媒体を列挙するのではなく、電子情報全般を含め記録全般を媒体を問わず対象にするのであれば、もっと簡素な規定にできる。

「文書、図画」で「人の知覚によって認識することができる方式による記録」がカバーされるので、「その他の記録」を加え、それに電子情報が含まれる趣旨を明確にすれば必要十分な表現になる。その際、「電子計算機処理の用に供されるもの」という要件も不要となる。

2 第4条（開示請求の手続）関係

(1) 変更点

第4条の規定中、「行政機関の長」を「行政機関の長（第二条第一項第三号の政令で定める施設等機関及び特別の機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）」に変更した。

(2) 変更の理由

検討用素案の表現では、地方検察庁及び区検察庁について、その長が誰であるかがあいまいであるので、個人情報保護法の規定に合わせたものである。

3 第14条（第三者の意見聴取）関係

(1) 変更点

① 第14条第1項の規定中、「当該第三者の意見を聞くことができる。」を「当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。」に変更した。

② 第14条第3項の規定中、「第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項本文の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合」を「前二項の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合」に変更した。

(2) 変更の理由

検討用素案の表現では、事実上の意見聴取と第14条第1項の規定に基づく意見聴取との区別があいまいとなり、同条第3項の手续をとるべき場合かどうか不明確である。このため、第1項の規定による意見聴取の手續きを明確化することとしたものである。(変更点①)

この変更に合わせて第3項の規定を修正した。(変更点②)

#### 4 第14条、第18条(情報公開審査会への諮問)、第19条(諮問をした旨の通知)関係

##### (1) 変更点

- ① 第18条第2号ただし書の規定中、「当該請求拒否の決定に関し、第三者の意見聴取をした場合」を「当該請求拒否の決定について第十四条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、開示の決定をすることが当該第三者の意に反することが明らかであるとき。」に変更した。
- ② 第19条第3号の規定中、「開示等決定に関し第三者の意見聴取をした場合」を「開示等決定について第十四条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合」に変更した。
- ③ 第14条第1項の規定中、「(以下この条において「第三者」という。)」を「(以下この条、第十八条及び第十九条において「第三者」という。)」に変更した。
- ④ 第14条第3項の規定中、「(第18条及び第19条において「第三者の意見聴取をした場合」という。)」を削除した。

##### (2) 変更の理由

上記2の修正により第1項と第2項の表現が統一されたことに伴い、略称規定を用いなくても第18条第2号ただし書及び第19条第3号を簡潔に書くことが可能となったので、これらの規定を修正する(変更点①の前半部分及び②)とともに、第14条第3項の略称規定を削除し(変更点④)、「第三者」の略称規定の適用範囲を拡大した(変更点③)。

#### 5 第18条(情報公開審査会への諮問)関係

##### (1) 変更点

第18条第2号ただし書の規定中、「当該請求拒否の決定に関し、第三者の意見聴取をした場合」を「当該請求拒否の決定について第十四条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、開示の決定をすることが当該第三者の意に反することが明らかであるとき。」に変更した。

##### (2) 変更の理由

不服申立てに対して、請求拒否決定を取り消し、開示の決定をする場合には、原則として不服審査会への諮問は不要である(第18条第2号)が、その例外として、検討用素案では、第三者の意見聴取をした場合を規定していた(同号ただし書)。

しかしながら、第三者の意見聴取をした場合であっても、当該第三者が行政文書の開示について反対の意思を示していない場合にまで、審査会への諮問を義務づける必要はない。このため、このようなケースを除外することとしたものである。

6 第42条（行政文書の管理）関係

(1) 変更点

- ① 第42条第1項中、「一般の閲覧に供するとともに、」を「一般の閲覧に供しなければならない。」に変更するとともに、同項の後半部分の「当該定めに従い、～」以下を第2項として、「行政機関の職員は、前項の行政文書の管理に関する定めに従い、～」に変更した。
- ② 第42条第2項を第3項とし、同項中、「前項の政令」を「第1項の政令」に変更した。

(2) 変更の理由

「定め」の作成主体と、適正に文書管理を行う主体が未整理であったのを明確にしたものである。

（主な質疑）

○ 第1関係

- A) 第1は、「国民主権の理念にのっとり、……国民の権利につき定める」では、外国人についてすっぱり落ちてしまう。
- B) その点は承知しているが、目的に規定しているのは主たる部分と考えている。これ以外にも、不服審査会や補則に規定している事項など、目的からはみ出ている部分がある。
- A) 目的規定は、ある程度全体を含んだ形でぼやっとしていないといけないのではないか。
- B) 部会長は、法制技術的な面で手が入ることは当然であり、骨となる部分を要綱案に書いていると言っている。小委員会でも、「その他関連する事項」という語句が必要ではないかとの議論があったところであり、もう一度考えたい。
- A) 「国民主権の理念にのっとり」は、言葉としては熟しているが、内容は希薄。  
一方、「政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」は、概念として熟しているのか。どういう中身を言うもので、何を根拠としているのか。法目的として適当なのかどうか。目的としては、「公正で民主的な行政運営の確保」といった事項のほうが適当ではないか。
- B) 「行政の諸活動を政府に説明する責任」は究極的な目標なのか、前段的なものかという点はある。政府は、やっていることをきちんと国民に説明しなければならない、ということをはっきりさせるために規定しているものであり、諸外国でもそうなっている。
- A) 我が国の実定法にはない概念ではないか。
- B) 民主主義の制度から来るものであり、個別法の開示制度や情報提供制度も含めてのもの。政府が何をしているかが分からなければ、国民としても行政に対する意見の形成のしようがない。
- A) 「行政文書の開示を請求する国民の権利を定めることにより、……もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」という表現はおかしい。  
責務が国民主権の理念から出てくるのであれば、法律ができなくてもやらなければいけない。
- B) 現在も、公表制度等でやっている。ただ、すべての国民のニーズに対応するのは不可能。  
およそ一般に知らせるべきものは情報提供、知りたい人に知らせるのが開示であり、これをより一層全うさせる趣旨である。

- A) 「より一層全うさせる」という言い方があるのかどうか。  
「アカウントビリティー」とは、どういう意味か。
- B) 由来としては、信託を受けた人が、信託者に対して、その管理状況を説明する責務を言うもの。
- A) 「監視・参加」という用語はあるのか。
- B) 「監視」は、政治資金規正法第1条に「監視と批判」という用例がある。「監視・参加」とセットになった用例はない。  
また、「参加」という用語については、条例の8割程度には、県政に対する県民の参加の推進といった用いられ方がされている。
- A) 開示を請求することにより、参加するというのは、どういうことか。
- B) 参加方法としては、一つは選挙を通じたもの。他に、意見書の提出や住民運動といったものがある。  
監視と参加を完全には切り離していない。
- A) 最終的な条文を見越して、要綱案を作ってほしい。後は事務当局で直せということでは、政府が答申を尊重することに反する。目的規定は、変えるわけにはいかないだろう。  
キーワードは、「国民主権の理念にのっとり」、「権利につき定めることにより」、「政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」、「国民による行政の監視・参加の充実に資する」であろう。  
「政府の諸活動を国民に説明する責務」は、用語として熟しておらず、「監視・参加」は部会でも変という意見があったのだから、今から代案を出すべき。  
アカウントビリティーは、開示請求権を認めることによって、創設されるというのならまだ分かるが、そういうことではないということか。
- B) 「国民の厳粛な信託による」という憲法前文から出てくるものである。  
外国と違って、日本では情報公開法を「知る権利」という人権論でやろうとしているため、ねじれている。
- A) 「説明する責務」と「監視・参加」がどの程度成熟した用語なのか立証してほしい。  
権利を定めることにより、説明する責務が全うされるというのが、よく分からない。目的規定は、あるべき姿を書くものである。  
また、「公開性」という用語があるのか。
- B) 税法に1例ある。その他、「公開」という用例は多い。
- A) 「性」がつく点にこだわっている。

行政手続法では、透明性という用語が使われているが、同じような法目的に資するのではないか。  
「権利について定め、責務を全うさせることにより、公正で民主的な行政を実現する」ということではないのか。

B) 「公正」、「民主的」という概念は、アカウンタビリティや国民主権の中に含まれており、重複となる。活動を説明していくことで適正さが保たれる。

A) 事務局も疑問を感じているようだから、その点をもっと詰めてほしい。

B) 28日に部会長と部会長代理が来られるので、相談したい。

ただし、「知る権利」を規定しないための代わりに概念としては、「説明する責務」という概念しかないものであり、抹消することは困難。せいぜい、「もって、公正で民主的な行政を実現する」とするぐらいしかない。

## ○ 第2 関係

B) 第2については、「行政機関」については変えていないが、「行政文書」について変えている。中間報告で注書きされていたものを、根本的な法律事項なので、要綱案本文に組み入れた。

第2㊦ロについては、中間報告より広くなった印象を持たれるかもしれないが、中間報告で「など」としていた部分を明確にしたもの。

イは、誰でも見れるもの、ロは、政府の活動を説明する責務という観点ではない別のものであるので、対象外としている。

A) 「組織的に用いるもの」について、各省庁から決裁文書に限るべきという意見はないのか。

B) 部会のヒアリングの際に、すべて論破された。もちろん、各省庁からは、行政文書の範囲を明確にしてほしいとの声はある。

「組織的に用いる」について、個人的なものを除くことや、審議会や第三者に出したものが入ることは異論がないが、中間的な領域について、部会では詰めた議論は行われていない。

A) 「組織的」とは、「個々のものが一定の系統に従っている様」という意味である。  
書いている趣旨は、「組織として」という意味か。

B) 行政庁全体ではなく、課とか係単位で用いられていることを指す。  
「組織的」という用例は、社会教育法第2条などで用いられてはいる。

A) 組織内の誰でも使えるものでなくても、一部の者だけが使うものでもいいのだろう。  
縦のライン（担当者のラインのみ）、横のライン（違う課には見せない。）のほか、一定のポスト以上の人しか見せないというのものもあるのだろう。

個人的な文書以外のものすべてというのであれば、中間報告の注書きにある「組織としての共用

文書」という表現は、狭いのではないか。

- B) 例えば、係員が係長と相談している段階の文書まで、「組織的に用いる」ものには当たらないものと考えている。実際には、そのような文書はすぐに廃棄されることになるだろうが、仮に廃棄されていない場合に開示請求があったら、対象になるのかどうかをはっきりさせておく必要がある。

○ 第24関係

- A) 行政文書の定義は、文書管理に関する規定と密接に関連している。  
第24では、政令に丸投げしているようだが、最低限、原理的・基本的なものを書けないのか。  
部会では、文書管理法を作れという意見もあったが、なぜ作らないのか。
- B) 何のために法律を作るのが問題。  
文書管理については、事務の効率化の観点もあり、情報公開法の観点のみでは作れない。  
アメリカの記録法は、もともと公文書館的なものであり、情報自由法よりも先にできていたため、情報自由法にも役立っているという性格のもの。日本では、国立公文書館は、お手上げの状態にある。  
文書管理について法律でしぼるには、各省の実態がばらばらであり、よく分からない。  
千差万別のものについて、統一性を持つ形でいかにコントロールしていくかが最大のネック。
- A) 各省庁の文書管理規程は、どういう法形式か。実物を見せてほしい。
- B) 訓令である。規程について調査結果を取りまとめたものがあるので、それも含めてお届けする。
- A) 政令ではどの程度の事項を規定するつもりなのか。
- B) 共通的な部分、例えば、人事や会計については、基準を作れるのではないか。  
ただ、例えば、法令に関する文書といっても、原義や資料など種々のものがあり、個別に書き分けることは無理。  
事項的に切っても、個々の文書の取扱いは決まらないので、訓示的に書くしかない。
- A) 「行政文書の管理に関する定めを制定し」は、どの法形式で決めてもいいということか。
- B) 部会では議論されていないが、省令でなくてもいいという理解である。
- A) 定め公表の方法としては、全国津々浦々の人が対象となるから、官報が一番いいのか。
- B) まだ、具体的には考えていない。
- A) 「その他必要な事項」とは何か。

B) 行政文書の作成・取得について何か書けるかどうかであり、基準として書けるかどうか分からないので、「その他必要な事項」とした。  
また、文書管理責任者について書くことが考えられる。

A) 政令で書く事項をリストアップして見せてほしい。できれば、政令案の形が望ましい。  
法が施行された時点で保有する文書をすべてみせるのであれば、過去の文書を含めて、すべて文書管理をやりなおすことになるのか。

B) そうなる。

A) 施行は、公布後どれくらいを考えているのか。また、過去の文書を含めて一斉にやるのか。

B) 部会長の考えは、3年では長すぎるということであり、2年ぐらい。また、過去の分については、部会長と部会長代理は、一斉にやる考え。

A) それなら、政令を早く作って、各省庁の準備期間をできるだけ取るようにしないといけない。  
また、役所のスペースが限られているのに、文書の保管場所はどのようにするのか。

B) 今でも文書管理規程は定められている。  
現状は、逆説的に言えば、スペースがあるだけ文書が溜められており、新しい文書ができれば、古いのを捨てている。また、本当にスペースが足りなければ、電子化する方法もある。

## ○ 第2関係

A) 第2②ロを除く理由は何か。これに当たるものがすべて国立公文書館にあるわけではなく、法整備がされていないのではないか。

B) 各施設ごとの規程がある。  
また、美術館が所蔵しているようなものは、情報公開法の目的からして異質なものであり、情報公開法で公開すべきなのか疑問。

A) 「歴史的若しくは文化的な資料」というと、非常に古い資料も比較的詳しいものも含まれる。例えば、沖縄返還交渉に関する資料や、文化財などはすべて行政文書の定義から外れるのか。

B) そのような文書の公開は、政府の現在の活動を説明するという趣旨とは異なるものであり、別の基準を定めるべきもの。

A) 中間報告では、「史料として公開されているもの」であり、これなら誰も文句を言わないだろうが、今回の案とはかなり違う。



B) 保存の観点から簡単には見せられないものがある。また、「政令で定めるところにより」で、範囲を画する予定である。

A) 政令で施設を書くのであれば、要綱案の規定の仕方はおかしく、保有の仕方を政令で定めようとしているように読める。

B) 「政令で定める施設において、政令で定めるところにより」とすべきかもしれない。

A) この規定は、抽象的、包括的概念であり、外務省や文化庁の保有しているものはすべて外れることとなりかねない。

また、歴史学者や文化学者が情報公開法を利用することもあるのではないか。

B) そういう人達は、一般の人よりも多く見られて然るべきであり、情報公開法の趣旨と異なる。

A) 原本を見せなければならないわけではないだろう。

学術研究用の資料は、不開示情報の方で除けばいいのではないか。

B) その施設の公開のあり方の問題であり、大学図書館などで、本来の目的である学生の利用が阻害されるようでは困る。

ただ、もう少し部会で議論があるだろう。

#### ○ 本人開示関係

A) 第6①について、本人開示はどうなったのか。

B) 要綱案には書かず、報告書の中で、個人情報保護の体系のなかで検討すべきと書く予定。  
個人情報保護法の改正はいつになるか分からず、それを待って、情報公開法を施行するというわけには行かない。

また、本人開示について最も問題となるのは教育・医療情報であるが、これについては部会での議論は熟しておらず、部会メンバーにこの分野の専門家もいない。いい加減なままで、情報公開法に盛り込むのは無責任であり、一方、教育・医療情報を除いて本人開示するというのは、人を馬鹿にした話である。

A) 教育・医療情報以外だけでも入れたほうが、何もしないよりもましではないか。

B) それをやると、現状追認になって、本質的な問題が解決されなくなる。

また、個人情報保護法の対象となっていないマニュアル情報のうち、大量かつ問題となっているものは、内申書やカルテであり、教育・医療情報以外は大した問題となっていない。

内申書やカルテについては、専門的なものであり、また、私立病院や私立学校等を含めた官民通

じた方策とすべきである。

- A) 行政情報の保護法であれば、私立学校や私立病院が入らないのはおかしくないのではないか。
- B) 学校教育法などでは、官民間問わず規定しており、情報保護だけ官だけやるのは個別法の体系を崩すものとなる。
- A) 本来、制度として穴が開いたままでいいとは考えていないのだろう。本人開示の問題を検討せずに、法制的に持つのかどうか。  
本人開示を請求したら、それは個人情報保護法で請求しろと言えれば一番いい。
- B) 現実に措置できるかと言えば、すぐにできるものではない。  
情報公開法の観点から、大きな要素での関係はないと言えるのではないか。外国や地方公共団体の条例でも、本人開示なしにやっている。行政監視という目的と、自分の情報を見ることは話がやや違う。
- A) 請求者が誰かを問わずに見せるという制度を作るということは分かる。  
ただ、電子化された個人情報には別に見るルートがあって、マニュアル情報にはないというのはなぜか。
- B) 個人情報保護法の立案段階では、プライバシー侵害の危険性が高い電子情報のみでよいという政策判断があった。
- A) 当時はそうでも、情報公開法ができれば、そこだけ穴が開くことになる。  
法制度全体の問題であり、一番いいのは、個人情報保護法の抜本改正。  
それ以外にも、  
ア 情報公開法第6①に「本人開示の場合はこのかぎりでない（教育・医療情報を除く。）」と書く。  
イ 情報公開法の中に、個人情報保護法を何年以内に改正しろと書く。  
ウ 個人情報保護法の改正についての訓示規定を置く。  
など方法はあるはず。  
個人情報保護法の問題であるという筋論は分かるが、一番大きな論点となるところなので、個人情報保護法に触れない理由について、説明紙を月曜午前中までに作ってほしい。
- B) 部会メンバーでも、本人開示について、不開示の例外とする、個人情報保護法の問題、その中間的な考え方と、考えが分かれている。  
また、本人開示になれば、本人確認が必要となる。さらに、法人による本人開示の問題もある。
- A) 法人については、第6①には入らないし、第6②については、本人なら正当な利益を害しないと  
言えるのではないか。

放っておいても、裁判所が勝手に判断するのではないか。

○ 裁判管轄関係

A) 裁判管轄の話はどうなったのか。

B) 着陸地点が見えない状況。

行政事件訴訟法の特例を置くとすると、他の行政訴訟と異なる情報公開訴訟の特殊性を説明しないといけないが、それは困難。ヒアリングでも、誰も理屈を言えなかった。

一方、田舎の人は東京まで出てきて訴訟するのが大変というのは、行政事件訴訟法一般の話であり、行訴法がよくなるよう期待するのが一つの話。

もう一つは、実質的には、地方支分部局にある行政文書については、その部局の所在地で訴訟ができるように権限の委任を進める。

また、できるかどうか分からないが、行政文書の所在地にも訴訟ができるようにするという考えもある。

A) 政令で、行政文書の本籍を定めることでもするのか。動産だから移動するという問題がある。ところで、訟務検事は高裁所在地にしかおらず、全国で訴訟が起きれば対応できるのか。

B) 原処分の処分庁の職員も大変である。

そもそも、情報公開訴訟は、原告の個人的な事情が全く関係ない。

A) 確かに、典型的な主観訴訟ではない。同じ文書について各地の裁判所がばらばらの判断をするのも大問題。

要綱案には裁判管轄について書かず、報告書のなかに書くのか。

B) 落とし所は、実行ベースとしてなるべく地方に権限委任しろと書く。後は、行訴法一般の改善策を希望する旨書くかどうか。

○ 第4関係

A) 第4について、開示請求文書の特定はしてもらわないといけないのか。どの程度特定性を要求するのか。

B) 合理的に担当者が当該文書を判断できる程度というのがアメリカの考え方。

A) 文書リストは作らないということでもいいのか。前回聞いた理由は、地方では文書リストは利用されていない、利用者側もリストを重視していない、リストの作成に費用と手間がかかる、窓口での相談の方が合理的ということだった。

どんな行政文書があるのかわかならなければ国民にとって不便。何らかの文書リストの公表又は縦

覧という方法はないのか。

B) 無理だろう。ただ、どういう組織があって、そこがどういう仕事をしているかについては組織図があるから、どこにどのような文書があるか分からないということは起こらないのではない。  
普通は、窓口で相談に来て文書を決めるのが地方でのやり方。

A) 例えば、「〇〇の許可に関する書類一切」という請求が来たらどうするのか。

B) 文書管理がきちんとされているのが前提であり、ご相談いただければ、特定できる。  
文書名を特定してもらうのが一番いいのは間違いない。「一切」という請求は市民団体がやっているが、判例のなかには特定漏れとしているものもある。

B) 現在でも、決裁簿、收受簿があり、省によっては、書庫に入れる際に保有文書管理簿を作っているところもある。しかし、身の回りのものは登録されていない。

A) ここをしっかりとしないと、包括的請求を特定不十分として拒否することが難しくなる。

B) 文書の件名だけをリストにしても、それでどこまで内容が分かるのか。費用もかかる。  
地方でも、全文書についてリストを作っているところはない。

A) 決裁簿等の公表はありうるのか。

B) 当然、開示請求の対象となる。

A) 別途開示請求して、決裁簿等を調べることから始めろというのも冷たい。

B) 開示請求が来るかどうか分からないところまで、すべて公表しろというのも問題。  
市民団体は、リストを見ても仕方ないと言っている。

## ○ 第5 関係

A) 第5の「制度の趣旨」は、今のままでは難しいだろう。「制度の趣旨」とは何か。

B) 不開示情報を除いた結果、誰が見ても意味がある情報が残っていない場合と、墨を一杯塗られた文書を受け取ること自体が行政の秘密主義をあばくために必要というものを、外す趣旨。

A) 開示請求の目的を達しない、あるいは目的にかなっていないということか。  
できるだけ開示請求権を保証した趣旨にもとるとということか。

B) 一部残った情報に意味があるかどうかを誰が判断するのかについては議論があったが、行政庁が

判断するしかない。ただし、社会通念上、客観的に決められるもの。

また、ほとんど消したものを見せて、手数料を取るのをおかしいという議論もあった。

A) 「この限りではない」という書き方は、開示してもいいということか。

B) どちらでもおかしくない。

A) 墨でほとんど消したものでももらいたいという要求を拒否することはそれほどシリアスな問題ではない。

問題は、「制度の趣旨」という用語を使っていることで、行政庁に裁量があるように読める。

B) 明確さを欠く言葉であり、もう少し検討する。

○ 第6関係

A) 第6について、大学教授の研究論文等について「事業を営む個人」で読むのは無理。大学教授は給与所得者であり、事業所得ではないだろう。

B) 読めなければ、事業を営む個人と並びで、②で処理したい。

A) 研究論文は⑥で外れるのではない。

B) ⑥で外れるのは公務員だけであり、私立大学の教授の研究論文は外れない。

①をできるだけプライバシー的なものに純化しようとして、事業を営む個人を外している。財産権についても、これと同じと整理した。

ただ、細かい話なので、部会でまた紛糾しないよう、報告書に書いて、立案当局に任せるとしている。

A) ①口の「本号により保護される個人的な利益」が分からない。本号では、何を保護するのか書いていない。

B) 他にも、同様の文言を使っている。また、①から事業を営む個人を外していることから、ある程度分かるだろう。

A) 公務員について「一定の範囲の者」はどうしたのか。

B) 公務員の職についてはハで上から下まで全部出し、名前については、イで対応する。

氏名は私生活でも使うものであり、私生活上の影響を無視できないことから、原則として出さないが、管理職については、行政決定についての責任があり、出すこととした。

ただ、それだけでは不十分なので、どういう係の人がどういう活動をしているのかを明らかにす

るため、職についてはすべて開示することにした。

- A) 「法令の規定又は慣行により公にされている」とはどういう意味か。
- B) 「法令の規定により」とは、例えば商業登記簿に記載されている役員など。  
「慣行により」とは、公務員の幹部（異動について公表されている。）や、法人以外の団体の代表者などを含めるために使っている。
- A) 大蔵省発行の職員録に記載されているのは、「慣行により」ではないのか。
- B) 違うと言いたい。職員録は年に1回しか発行されず、異動の都度公になるものとは違う。
- A) 年1回という理屈は無理。市販されていれば駄目であり、このままでは係長以上は名前も公表と  
いうことになる。それがいやなら「慣行により」は考えたほうがいい。
- B) いわゆる管理職以上を対象としたい。仙台地裁の判決は行き過ぎであり、立法で変えたい。  
情報公開法は、個人責任の追及のためのものではないことをはっきりさせたい。
- B) ハについては、法人の場合になぜ役員だけなのかということの説明がつかなかったので、案を  
変えた。
- A) 第6②の「その他の団体」は、法人格がなくてもいいのか。
- B) 団体としての体をなしてればいい。
- A) 権利能力なき社団の代表者については、公にされていないのではないのか。
- B) それは「慣行により公にされている」で入れる。例えば、市民オンブズマン代表〇〇という名義  
で、手紙をたくさん出している例がある。
- A) それは微妙な問題であり、行政庁がいろいろな資料で調べて判断しないといけないから大変。
- B) 行政機関が公表しているものは、自ら判断できる。  
民間が勝手にやっているものについて外して、登記簿だけだと限定されすぎである。  
ただ、判断基準の問題があるのは確か。
- B) 第6①ロの趣旨は、例えば、売買契約書のように、契約者の名前の部分だけ消せば出せるもの  
については、部分的に開示させるというもの。一方、カルテや成績表は、名前だけを消しても、公  
されることをいやがられる。

A) プライバシーと言えればいいのか。  
プライバシーを定義した法律はないか。検索してほしい。

A) 名前だけ消せば開示できる根拠を与えればいいのか、①の本文の中で氏名の部分を除いて開示することが「できる」と書けばよい。  
行政庁の裁量になるが、健全で合目的な裁量はしなければならない。

○ 第11関係

B) 第11は、警察庁との関係のみ。

A案は処理期限の特例。B案は、請求自体がへこむというもの。A案とB案でどちらが行政や請求者に有利かという点、どちらもどっち。

B案2項については、請求者に残りの部分の請求を維持するかどうかを一定期限内に選択することを義務づけるという代替案がある。

A) その場合に、残りの部分を下さいといわれたら、期限はいつになるのか。

B) それについては、決めないといけない。

実態論として、一部を見せて残りが必要かどうかを請求者に判断させることが合理的ということについては、部会長代理も納得されている。

A) 費用の問題もあるのか。

B) A案であっても、取り下げできる。

むしろ、行政庁にとって、切り貼り等を行って残りの部分を準備していたら、急に取り下げられると無駄になる。

A) B案の「相当な部分を明示して」とは、一部であることを明らかにしろということか、それとも全体の中のこの部分ということまで言わせるのか。

また、相当な部分については、一つの文書のなかの一部と、大量の文書の中の一部の文書の両方があるのか。

B) 前者はないだろう。文書単位というより、通常ファイル単位程度。

A) 「相当な部分」で複数の文書の一部の文書と読めるのか。

「相当な部分を明示して」とは、全部決定ではないということか。  
要するに、通知の段階で、開示の期間を特定しないといけないのか。

B) そのとおり。

A) 60日では足りないので、少し猶予が欲しいという場合に使われないか。

B) 要件からして、およそ60日では無理な場合のみ。

○ 第20関係

A) 第20のA案とB案の違いは何か。必要性がないときに、資料が見れないのは当然。

B) B案は、諮問庁が文句を言う機会はあるが、最終的には審査会が判断するというものであり、これを書けば、手続がはっきりする。

A) 「この場合において」は、前段全部を指すのではないか。  
「見分」と「閲覧」を区別した理由はあるのか。

B) いい言葉がない。

A) 前段は「求めることができる。」で足りるのではないか。

B) 事務局が見ては駄目、不服申立人は見られないという点を書きたい。

A) 2項の「処分」は何を指すのか。また、「事件に関する」は相当広いが、何がこれに入るのか。

B) 処分については、不開示決定が典型だが、開示決定でも第三者からの不服申立てがある。  
また、「事件及び」はいらぬかもしれない。

A) 典型的な事項を上げて、「その他の～」と規定した方がいいのではないか。

B案は美しくない。こう規定している以上、公式の話である。

まず提出命令をしているとすれば、行政庁の申出を認める場合には提出命令を取り消すのか。また、認めない場合には、拒否決定をするのか。

普通は、意見を聞いてから命令するのではないか。

B) 例外的な場合を除いて、拒否できないとしたい。多くの場合、意見を聞かなくても、行政機関は出してくるので、全部聴くのは面倒。

A) B案は工夫の余地があるのではないか。

○ 第21関係

A) 第21について、「利益」といっても少しでも有利ならいいのか。例えば、請求者が10求めたものをすべて拒否する処分について、不服審査会で1のみ認めることも請求者の利益になる



請求者にとって100%満足ではない。

B) そこまで考えていなかった。

A) 口頭陳述権を認めているのは、固定資産評価委員会ぐらいしかないのではないか。  
訴訟で言えば、全部口頭弁論を開くことになり、事務的に大変ではないか。

B) 条例でも認めており、結論は変えられない。「審査会が定めるところにより」で、時間を制限できる。

A) 口頭陳述内容は、速記でもするのか。

B) 記録化については、職権判断である。発言要旨を後で提出してもらうことも考えられる。

A) 第20の5項で、「一定数の者」とは、1人でもいいのか。

B) 合議体だから、1人では無理。一応3人以上を考えている。

A) 委員長が合議体に入っていないでもいいのか。

B) そこまで考えていない。

A) 委員でないと調査できないのか。事務局はできないのか。

B) そのとおり。

○ 第6③④関係

A) 表現については、第1目的と第6③④が、一番気になっている。

B) 「認められる」を「認めるに足りる」に変え、非常に客観的な言葉だったのを読みやすくした。

A) マクリーン判決を参考にしたのだろうが、あれは、概括的な規定の仕方+事柄の性質上、大臣の裁量に任せないと裁判所では判断できないもの。

また、伊方原発訴訟でも、原子炉等規制法第24条第1項第2号が「災害の防止上支障のないもの」という概括的な書き方になっていることと、原子力委員会の意見を聴くなど高度に専門技術的判断ということで要件裁量的なものを認めた。

すなわち、法文の書き方と処分の事柄の性質で裁量が認められるかどうかが決まる。

「相当の理由」という言葉を使ったからといって、裁量があることにはならない。

全部「おそれ」と書いても、事物の性質と、要件裁量の認められる包括的な書き方をしておけば

方がいい。

- B) ⑤, ⑥と違う書き方にすることが必要であり, 裁量の余地が広いことを明確にしたい。
- A) ③, ④は相当の理由まで立証する必要がある, ⑤, ⑥はおそれという概括的なものを立証すれば足りると, 逆に読まれるおそれがある。
- B) ④については, 情報公開法が悪用されるおそれや, 公開法廷でうまく立証できるかについて不安がある。  
「相当の理由」という言葉にはこだわらない。
- A) 「相当の理由」は削除した方がいい。これだとかえって裁量の幅を狭める形にかりかねない。実際問題として, 要件に当てはまるかどうかで判断するので, 気持ちだけの問題。概括的かつ高度の行政的判断が必要なことさえ書いてればよく, 語尾であやをつけるのは難しい。「認める」のは誰か。
- B) 第1次的には行政機関だが, 最終的には裁判所。  
レベルが違うことは, できれば法律でハッキリさせておきたい。
- A) 銃刀法について, 「相当の理由」と書いてあるがために規定が使えなくなっているという話を聞いたことがある。コンメンタールで調べておいてほしい。
- B) おそれがあるかどうかではなく, おそれがあると判断したことについて, 相当の理由があるかどうかではないか。
- A) 立証としては同じではないか。  
名誉毀損の真実性の証明の話や, 間違った情報に基づいて報道した場合でも, 相当の資料, 根拠があればいいという話に似ているのか。
- A) 次回は, 来週火曜日にしよう。

(文責 山内)